



平成17年5月28日全部改正

さいたま蕎麦打ち倶楽部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 さいたま蕎麦打ち倶楽部（以下「倶楽部」という。）とする。

(事務所)

第2条 主たる事務所を埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4丁目261番5号に置く。

(目的)

第3条 倶楽部は、伝統食文化としての「手打ちそば」の普及・啓蒙を図るとともに「手打ちそば」を通して社会奉仕活動を実践し、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 社会福祉施設へのそば打ち訪問
- ② そば打ち教室の開催
- ③ 手打ちそばを通じた食育活動
- ④ 全国各地で開催される“そばまつり”への出店等
- ⑤ 全国麺類文化地域間交流推進協議会認定の素人そば打ち段位認定大会の開催
- ⑥ 手打ちそばに関する普及啓蒙活動
- ⑦ その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 倶楽部の会員（以下「会員等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 会員 倶楽部の目的に賛同し、第4条に規定する事業に積極的に参加する個人
- (2) 会友 倶楽部の目的に賛同し、倶楽部の事業を支援する意思を持つ個人又は団体
- (3) 会員待遇 倶楽部の運営に特に貢献しており、幹事会で推挙された個人

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書（会員用）に第12条に規定する役員2名以上の推薦書を添えて会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の入会申込書が提出されたときは、幹事会を招集し、その者の入会について諮り、その可否を決定するものとする。

3 会友として入会しようとする者は、別に定める入会申込書（会友用）を役員1名の推薦書を添えて会長に提出するものとする。

4 会長は、前項の入会申込書が提出されたときは、速やかに幹事会を招集し、その者の入会について諮り、その可否を決定するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員等は、下記の入会金及び会費を納入しなければならない。

- | | | |
|---------|------------|-----------|
| (1) 入会金 | 新たに会員になった者 | 10,000円 |
| (2) 会費 | 会員及び会員待遇 | 年額20,000円 |
| | 会友 | 年額12,000円 |

(会員等の資格の喪失)

第8条 会員等が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 定められた期限までに会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員等は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員等が、倶楽部の名誉を毀損し、目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員等を除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類、定数及び選任等)

第12条 倶楽部に、次の役員を置く。

- (1) 幹事 10人以上20人以下
- (2) 監事 1人又は2人
- 2 幹事の互選により会長1名、副会長若干名、幹事長1名、副幹事長2名以内、財務局長1名を選出する。
- 3 幹事及び監事は、総会において選出する。

(役員職務)

第13条 会長は、倶楽部を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 幹事長は、総会で決定された業務を円滑に執行するための事務を総括する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- 5 財務局長は、倶楽部の財務を担当する。
- 6 幹事は、幹事会を構成し、この倶楽部の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 幹事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 倶楽部の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、倶楽部の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 幹事の業務執行の状況又は倶楽部の財産の状況について、幹事に意見を述べること

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員により就任した役員任期は前任者又は現任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(欠員補充)

第15条 幹事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において会員総数の2分の1以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(名誉会長及び顧問)

第17条 倶楽部に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、幹事会の推薦に基づき総会で選出する。
- 3 名誉会長は幹事会に出席して、倶楽部の活動に関し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、会長の要請に応じて幹事会に出席して、意見を述べるができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第18条 倶楽部の会議は、総会及び幹事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第19条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 会員等の除名
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他、幹事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 幹事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第13条第7項第4号に基づき監事から招集があったとき

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面(インターネットメールを含む。)により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 総会に出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成)

第28条 幹事会は幹事をもって構成する。

(幹事会の権能)

第29条 幹事会はこの会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(幹事会の開催)

第30条 幹事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 幹事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき

(幹事会の招集)

第31条 幹事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に幹事会を招集しなければならない。
- 3 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（インターネットメールを含む。）により、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(幹事会の議長)

第32条 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

(幹事会の定足数)

第33条 幹事会は、幹事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(幹事会の議決)

第34条 幹事会の議事は、幹事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する幹事は、その事項について表決権を行使することができない。

(幹事会における書面表決)

第35条 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(幹事会の議事録)

第36条 幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 幹事の現在数
 - (3) 幹事会に出席した幹事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した幹事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

（資産の構成）

第37条 倶楽部の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

（事業年度）

第38条 倶楽部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第39条 倶楽部の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、幹事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。ただし、会長は、直近の総会にその内容を報告しなければならない。

（事業報告及び決算）

第40条 倶楽部の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第7章 会則の変更、解散及び合併

（会則の変更）

第41条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第42条 倶楽部は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 会員の欠亡

2 前項第1号の事由により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第8章 雑則

(施行細則)

第43条 この会則の施行について必要な事項は、幹事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

1 この会則は、平成17年5月28日から施行する。

2 この会則の施行により平成7年7月15日制定の会則は廃止する。

附則

1 この会則は、平成19年4月14日から施行する。

ただし、第7条については平成19年4月1日から適用する。

附則

1 この会則は、平成19年12月8日から施行する。(事務所移転)

附則

1 この会則は平成23年4月9日から施行する。(会員待遇)